

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

法人名：福島大学

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	(社)国立大学協会 東京都千代田区一ツ 橋2-1-2	平成18年度国立大学協会 会費	福島大学財務課業務管 理室長 鈴木立男 福島市金谷川1	18.4.3	3,499,685	随意 契約	会費のため。(会計規則第38条第1 項及び契約事務取扱規程第31条第1 項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
2	(社)国立大学協会 東京都千代田区一ツ 橋2-1-2	平成19年度国立大学協会 保険料	福島大学財務課業務管 理室長 鈴木立男 福島市金谷川1	19.3.8	3,596,515	随意 契約	国立大学協会と直接契約のため。 (会計規則第38条第1項及び契約事 務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
合計					7,096,200						0

(注1)本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2)平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3)単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4)「契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5)随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6)契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7)見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8)講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9)「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1-12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

法人名：福島大学

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	(株)紀伊國屋書店 仙台営業所 仙台市青葉区上杉1-6-10	外国雑誌 Abacus 他 229種	福島大学附属図書館事務長 鈴木三男 福島市金谷川1	18.4.3	10,420,261	随意契約	外国雑誌は暦年(1~12月)で年間購読するのが商習慣であり、前年に予約申込が必要である。外国雑誌の安定供給が可能な業者にタイトル毎の値引率等を算定比較の結果業者を決定している。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
2	丸善(株)仙台支店 仙台市青葉区大町二丁目2番10号	外国雑誌 Accountancy 他 100種	福島大学附属図書館事務長 鈴木三男 福島市金谷川1	18.4.3	5,369,534	随意契約	外国雑誌は暦年(1~12月)で年間購読するのが商習慣であり、前年に予約申込が必要である。外国雑誌の安定供給が可能な業者にタイトル毎の値引率等を算定比較の結果業者を決定している。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
3	新日本監査法人 福島市栄町6番6号	平成18年度監査契約	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1	18.6.30	7,140,000	随意契約	準用通則法第40条の規定により、本学で推薦した新日本監査法人が文部科学大臣より選任されたため(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	
4	(株)日立東日本ソリューションズ 仙台市青葉区本町二丁目16-10	福島大学入試システムプログラム修正作業(H19対応)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1	18.8.7	3,990,000	随意契約	当該システムについてはプログラムソースが公表されていないため、当該システムの開発業者である株式会社日立東日本ソリューションズのみが当該業務を実施できる(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
5	(株)協和衛研興業 福島市南矢野目字道下3番地の5	L・M講義棟便所改修機械設備工事	福島大学施設課長 渡辺吉雪 福島市金谷川1	18.7.18	8,400,000	企画競争・公募	工事希望型入札方式実施後、競争に付しても入札者がなく、再度の入札をしても落札者がいないため(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第九号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
6	藤田建設工業(株) 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町20番地	金谷川団地基幹整備(排水管補修)工事	福島大学施設課長 渡辺吉雪 福島市金谷川1	18.9.6	26,250,000	企画競争・公募	一般競争入札方式実施後、競争に付しても入札者がなく、再度の入札をしても落札者がいないため(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第九号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
7	富士通(株)福島支店 福島市米町6番6号	財務会計システム等運用支援契約	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1	19.3.30	3,651,480	随意契約	当該システムについてはプログラムソースが公表されていないため、当該システムの開発業者である富士通のみが当該業務を実施できる(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
8	フジテック(株)東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目7番17号	金谷川団地昇降機設備保全業務	福島大学施設課長 渡辺吉雪 福島市金谷川1	19.3.29	6,811,560	随意契約	当該設備の用途上安全性等の確保が必要である。設置製造業者でなければ部品調達を伴う故障・緊急時の対応が困難であり、設備の制御盤についてはデータが公表されず、他業者では予防保全が不可能である。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第三号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
9	(財)福島県保健衛生協会 福島市方木田字水戸内19番地の6	健康診断等の検査請負業務	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1	19.3.29	4,087,137	随意契約	本学及び附属校園に検診車、検査技師を派遣し、限られた日数で数千人規模の業務を実施できるのは、福島県内に(財)保健衛生協会以外にないため(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	見直の余地あり	競争入札若しくは公募に移行(20年度中に検討し21年度から実施)		単価契約 心電図検査1名あたり 1,323円

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

法人名：福島大学

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的にかつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
10	富士ゼロックス福島(株) 郡山市開成4丁目26番8号	ゼロックス複写機の保守等	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1	19.3.29	6,822,135	随意契約	福島北地区におけるゼロックス製品の保守にかかる統括窓口であり、本学との実績も十分であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(19年度以降機種変更に伴い随時一般競争に移行している)		単価契約 Docucentre 507型 15.00枚を超える分 3,7065円
11	キャノンシステムアンドサポート(株) 福島支店 福島市南中央2丁目19番	キャノン複写機の保守等	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1	19.3.30	3,989,474	随意契約	福島県におけるキャノン製品の保守にかかる統括窓口であり、本学との実績も十分であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(19年度以降機種変更に伴い随時一般競争に移行している)		単価契約 iR-5000 3,001枚以上 4.2円
12	福島リコピー販売(株) 福島市鎌田字御町21-2	リコピー複写機の保守等	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1	19.3.30	16,847,400	随意契約	リコピー製品の代理店であり、本学との実績も十分であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(19年度以降機種変更に伴い随時一般競争に移行している)		単価契約 imagoNeoC455 E/P/D 10,001枚以上 3.36円
13	エルゼビア・ピーブイ サイエンス・アンド・テクノロジー オランダ王国アムステルダム市ラードーヴェヒ29	電子ジャーナル サイエンス・ダイレクト	福島大学附図書館事務長 鈴木三男 福島市金谷川1	19.3.30	3,463,421	随意契約	代理店契約が不可能であり、提供会社との直接契約となるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
14	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	4月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		5,102,535	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
15	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	5月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		5,101,997	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
16	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	6月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		5,318,350	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
17	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	7月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		5,691,406	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
18	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	8月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		5,770,334	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
19	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	9月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		4,960,370	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
20	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	10月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		4,993,276	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
21	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	11月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		5,464,775	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

法人名：福島大学

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
22	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	12月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		6,246,334	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
23	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	1月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		6,358,224	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
24	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	2月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		5,774,947	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
25	東北電力(株)福島営業所 福島市置賜町2-35	3月分電気料(金谷川)	福島大学財務課業務管理室長 鈴木立男 福島市金谷川1		5,270,030	随意契約	供給可能な唯一の業者であるため。(会計規則第38条第1項及び契約事務取扱規程第31条第1項第一号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
合計					173,294,980						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。  
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。  
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)  
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。  
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」